

## 第 2 7 節の 4

### 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

#### 1 構成

住戸用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

#### 2 用語の意義

- (1) 省令第 40 号とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「省令」という。)をいう。
- (2) 告示第 19 号とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「省令」という。)第 3 条第 3 項第 4 号へに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めている告示をいう。
- (3) 住戸用受信機とは、住戸用受信機は、住戸用自動火災報知設備の受信機（P 型 3 級受信機又は G P 型 3 級受信機に限る。）であって、住戸等及び共用部分に設ける感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

#### 2 住戸用自動火災報知設備

##### (1) 警戒区域

警戒区域は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号イ及びロ並びに告示第 19 号第 3 第 1 号の規定によるほか、次によること。

##### ア 警戒区域の面積の算出

警戒区域の面積の算出は、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 2 を準用すること。

##### イ 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 2 (2)を準用すること。

(2) 住戸用受信機

住戸用受信機は、告示第 19 号第 3 第 5 号の規定によるほか、次によること。

ア 主な構成例（図 1 参照）

〈住戸等に設ける場合 ※中継器を内蔵した戸外表示器の場合〉

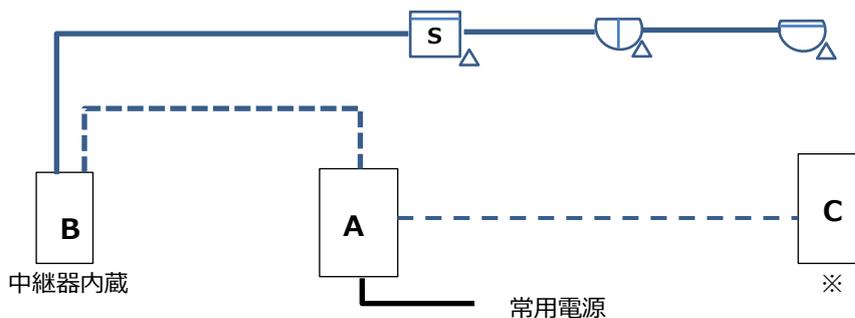


図 1

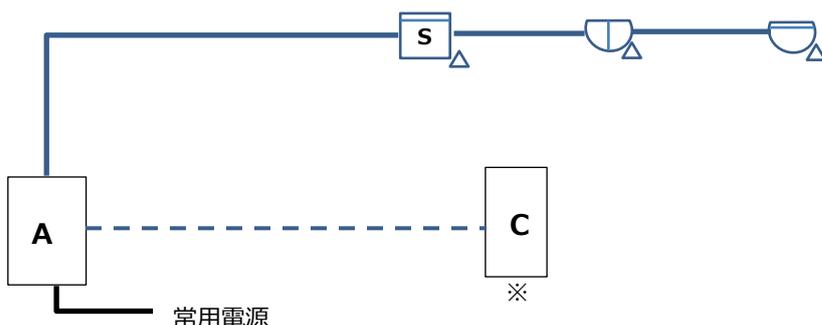
凡例

A : 共同住宅用受信機

B : 戸外表示器

C : 補助音響装置

〈共用部分に設ける場合〉



凡例

A : 共同住宅用受信機

C : 補助音響装置

※ 補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

イ 告示第 19 号第 3 第 5 号の規定によるほか、次によること。

住戸等の床面積が 150 m<sup>2</sup>を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう地区音響装置にて音声警報を補完し、住戸用受信機を設置することができるものであること。

### 3 感知器

感知器は、告示第 19 号第 3 第 2 号の規定によるほか、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 3 によること。

#### 4 中継器

中継器は、告示第 19 号第 3 第 3 号の規定によるほか、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 4 によること。

#### 5 配線及び工事方法等

配線及び工事方法等は、告示第 19 号第 3 第 4 号の規定によるほか、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 5 によること。

#### 6 戸外表示器

戸外表示器は、告示第 19 号第 3 第 9 号及び 20 号の規定によるほか、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 10 を準用すること。

#### 7 電源

電源は、告示第 19 号第 3 第 3 号の規定によるほか、第 27 節の 3 共同住宅用自動火災報知設備 8 によること。

#### 8 音声警報装置

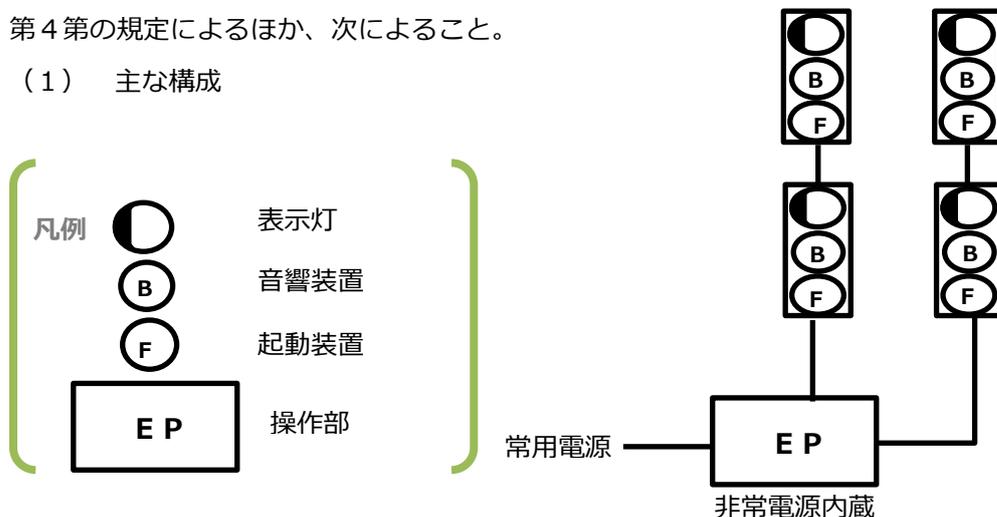
音声警報装置は、告示第 19 号第 3 第 7 号の規定によるほか、次によること。

告示第 19 号第 3 第 7 号(2)に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が 150 m<sup>2</sup>を超えるものであること。

#### 9 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備は、省令第 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ホ及びへ並びに告示第 19 号第 4 第の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成



(2) 設置場所

省令第40号第3条第3項第4号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から5m以上離れた部分が該当するものであること。

(3) 機器

ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。

イ 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置

起動装置は、告示第19号第4第2号によるほか、次によること。

ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

イ 告示第19号第4第2号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から5m以内の廊下又は踊場の位置をいうものであること。

## 10 その他

(1) 第27節の3共同住宅用自動火災報知設備11(1)、(2)を準用すること。

(2) 直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設置する感知器にあつては、住戸用受信機に代えて当該部分に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を防災センター等に設置した場合に限り、当該受信機に接続することができること。

(3) 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯(非常電源付き)を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてもよいこと。

(4) 階段室型特定共同住宅等に設置する共同住宅用非常警報設備の鳴動方式にあつては、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいこと。